

那須町 Press Release



令和5年12月21日

地域活性化のため企業誘致に取り組んでいます！

那須町では、更なる企業誘致促進を図るため、優遇制度である企業立地奨励金について交付要件等を見直しました。併せて、特定工場の緑地面積率等を緩和し、産業用地の有効活用を図ることで、町内製造業の設備投資や新規企業立地を促進します。

1 企業立地奨励金の見直し

〔従前〕資本金1,000万円以上の法人で、各奨励金の交付要件の全てに該当した場合のみ交付

〔改正後〕全ての法人を対象とするとともに、奨励金を細分化し、企業立地の状況に合わせて該当する奨励金を受けられる仕組みに変更

◇新規に追加となる主な項目

- ① 企業立地奨励金の対象となる施設を賃借した場合でも、月額賃借料の1/2相当額を奨励金として交付
- ② 事業用地等情報提供制度に登録された土地が奨励金の対象となった場合に、旧土地所有者に10万円の奨励金を交付
- ③ 集合住宅を建築した場合に、3年間の固定資産税相当額を奨励金（アパート奨励金）として交付*

※令和10年度までに那須ICから半径5km以内に建築した場合には、交付期間を5年間に延長します。

2 特定工場の緑地面積率等の緩和（令和6年1月1日施行）

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域（黒田原地区の一部） 用地地域の指定のない区域（湯本及び黒田原地区以外の地区） 都市計画区域外の区域（主に芦野及び伊王野地区）	20%→10%	25%→15%
上記区域以外 ※変更なし	20%	25%

所 管 課・係	担 当 者		
	職 名	氏 名	連 絡 先
企画政策課 拠点整備推進係	係長	相馬卓也	0287-72-6906